

### 3. 開示・会計・監査・内部統制と資本市場

早稲田大学法学学術院教授 上村 達 男

○辻山 次に、3番目の講演者でいらっしゃいます上村先生をお招きしたいと思います。どうぞ、上村先生、お願いいたします。

上村先生は、現在、本学法学学術院長で、法学部学部長をお務めになっていらっしゃいます。1971年に早稲田大学法学部を卒業されまして、77年、本学大学院法学研究科博士課程を修了されました。1997年から早稲田大学法学部教授を務められておりまして、2003年からは早稲田大学21世紀COE「企業法制と法創造」総合研究所長もお務めでいらっしゃいます。これはつい最近、今月ですか、もう一度更新されまして後続のプログラムであるグローバルCOEが始まっております。先ほど申し上げたように、現在、法学学術院長、法学部長でいらっしゃいまして、早稲田大学から法学博士号を授与されております。それから、そこにございますように企業法のご専門家でございますけれども、経済財政諮問会議専門調査会委員等、多数の公職をお務めになっていらっしゃいます。

それでは、上村先生、よろしくお願いいたします。

○上村 ただいまご紹介にあずかりました上村でございます。

先ほどの斎藤先生も、この後の吉野先生も、ただいまも経済学の専門家及び経済学が得意の会計学者でございまして、私はまるでだめということでございます。会計が得意な商法学者というのはいろいろおりまして、恐らくあちこちで活躍されているわけですが、私はまた会計の中身も分からないということでございます。もっとも会計が得意な商法学者というのは大抵決まっております、皆さん多分飽きていらっしゃるかもしれませんので、たまにはそうでないのもいいということのようで、辻山先生から頼まれまして、うっかり引き受けてしまったということでございます。

先ほど斎藤先生が、会計というものは周辺の制度と歯車が合わなければうまく機能しないのではないかというお話をされておりましたし、あるいは制度の発展の経路が非常に国によって違いますので、あるいはさまざまな資本市場の失敗の経験が免疫のように社会に深く根をおろしている国もあれば、つい最近資本市場を始めたばかりのところもあるわけでありまして。

しかも、金融資本市場の問題は、誤解を恐れずにいえば諸国民の国益をめぐる争いそのものであります。例えば企業買収の話1つをとりましても、アメリカは自分の州の会社を守るために州の会社法で買収防衛法が整備されております。ヨーロッパも、例えばイギリスでしたらシティーコードとか、それを執行するシティーパネルとか、非常に安定的な企業買収ルールを持っております。日本は買収ルールがない珍しい国です。そうすると、しょうがないので、これもまたアメリカのある

部分だけ真似をしてライセンスといいたまいますか、弁護士事務所に大金を払って買収防衛策を買うわけです。そしてそれ1本に頼るわけです。そうなりますと、今度はそれしかないわけですから、裁判所もある程度それを認めるような決定・判決が出ます。そうすると、欧米は口をそろえて日本の買収防衛策はけしからぬ、資本市場に対して非常に閉鎖的で、これでは日本から資本が逃げて行って外資が日本に来ないぞと、こういう話であります。日本人でそういうことをいう人は掃いて捨てるほどいるわけですが、これも斎藤先生の先ほどのお話でいいますと、売り込む業者の側の話ばかりということでございまして、これはやはり同じだと深く痛感したわけであります。

会社法と資本市場法についてはコンバージェンスというものはない。そうしなければいかんということもない。EUみたいなところで、その中で統合していくというのはあります。アメリカは連邦会社法がないわけですから、州の会社法のコンバージェンスもできない国だということもいえるわけであります。

そういう意味では、彼らは、自国の国益を守るためのさまざまな装置や目標は既に標準装備済みであります。攻めるときに使うのは資本市場であります。資本市場というのは無国籍で、アラブだろうが中国だろうが何でもいいと。でも、なぜそれが肯定されるかという、その資本がそれぞれの企業が持っている目的やミッションを実現するために貢献するからであります。その企業が持っているミッションの実現をハッピーなものとして受け取るのはその企業の周辺にいる人たち、ステークホルダーといいたまいますか、日本の企業なら日本人が主たるものなのです。着心地のいい服、事故のない鉄道、倒れない建築物、これはそこに生きる人たちの生活を支えているわけであります。ある意味での一別の意味ですけれども一企業価値の実現といいたまいますか、日本はそういうものに貢献する資本をきちんと区別する主権がございまして。これはノー、これはイエス。ところが、何せ買収ルールがないものですから、非常に怪しいことが次から次へと起こっている。持ち合いもそうですし、M&Aもそうですし、製鉄会社のカルテル的な買収防衛だとか、あるいはもうMBOをやって閉鎖会社になっちゃえとか、結局きちんとしたルールができていないために、しょうがないので企業は自分の企業を守るために怪しくてもやらざるをえない。誰も守ってくれませんから。そうするとまた批判の大合唱と、こういうことでありまして、日本のような国が資本市場を本格的に始めてまだ10数年、アメリカはもちろん100年以上、ヨーロッパはもっと古い歴史があるわけですが、そういうところで会計の世界で、なぜやたらとコンバージェンス、コンバージェンスといわれるのか。そういうこと背景は何なのか。

1400年続く金剛組のような企業もある日本、あるいは1000年以上の企業も相当ある。500年という企業も極めて多いです。100年以上などというは何万もある。何万どころか10何万だという説もあります。そういう意味では、日本ぐらい企業価値を守り抜いてきた国はないわけでありまして、それがファイナンス理論で、おたくはいくらですとあって、国ができて200年ちょっとの国によってどんどんバーゲンセールのように買われていく。こういうことに対して非常に危機感を持っているわけであります。こうなったらしょうがないので、買収防衛策の最後の手は、300年とか500年

以上の会社を全部重要文化財に指定して買えなくしてはどうかと。一番筋がいいかもしれないと思うぐらいであります。

要するに日本は経験と企業法制や資本市場に抵抗する歴史的遺伝子がない分、論理と知恵で一生懸命克服していかなければいけないと思っていまして、理論は日本の方が優れているのは私はむしろ当たり前だと思っっているわけでありまして。あるいは、そういう気持ちを持つのが当たり前だと思っっております。

もちろん私がそんなことができているわけではないのですけれども、試みはしております。経験が不足している分、きちんと論理で補っていくための1つの手がかりとしまして、例えば今度の金商法第1条の「資本市場の機能の十全な発揮による金融商品の公正な価格形成等を図り」、これはあまり皆さんおっしゃってくれないのですけれども、金融庁の方は上村説を入れたといったださっておりますので、ちょっと宣伝になりますけれども申し上げておきます。つまり証券取引法、今でいいますと金商法ですが、その目的は公正な価格形成の確保と資本市場の機能の十全な発揮であるということがはっきりうたわれたわけです。日本が世界初ではないでしょうか。

会計の目的は何ですかという、投資家保護ですとずっといってきているわけですが、それが制度会計である以上、肝心の本体の法の目的がこのように変わってきているとすれば、政論にも影響が出るはずで。従来は会計・監査というのは、企業法制や資本市場法制にとっては、周辺のインフラであり、ここがちゃんとしていないと資本市場も企業法制も維持できないのだ、こういうニュアンスでとらえられておりましたけれども、資本市場を真正面からとらえていけば、会計・監査というのはまさに法制度論の中でも本命の本命の制度でありまして、そこがきちんとしないと、そもそもマーケットが成り立たないというほどのものになっていると思います。

そこで、例えば資本市場のための情報開示というのは何かということでもありますけれども、従来はこれは投資家保護だといわれていたわけでありまして。つまり自己責任原則というのがまず基本、あるいは私的自治というのが基本であって、自分のことは自分で調べなさいと。しかし、株券とかそういうものについての価値を自分で調べることはできませんので、ディスクロージャー制度がありますが、それは投資家保護なのだという理解だったわけです。それが変わってきております。

つまり公正な価格形成というのは何かということ、対象である有価証券あるいは投資物件のその時点、その時点での真実の価値というものが必ず把握できる条件が常に備わっていないと公正な価格形成はあり得ないわけでございます。つまり真実の価値が常に提示され、その真実の価値をめぐって、その評価というものは人によってそれぞれ違いますので、そしてさまざまな評価を集積した公正な価格形成が制度目的だということでもあります。

大恐慌前のアメリカで投資家はなに頼って株を買っていたかということ、あの証券会社は儲けさせてくれる、そういうことだったといわれております。毎日のように取引所に新規銘柄が上場されますけれども、そこでフロリダの農場の株が公開されても何のことかよく分からないけれども、あの証券会社なら間違いはないだろう、儲けさせてくれるだろう。それが大恐慌後には、そこで売られて

いるものの真実の価値を常に明らかにする。そのように制度目的が変わったわけであります。いわゆる証券真実 (truth in securities) ということになったわけです。

そういう意味では、ディスクロージャーというものは資本市場が成立するための大前提である投資物件、取引客体の現時点、その時点、その時点での真実価値を把握させるというところに最大の目的があるということでございます。株式のように品質が変化する金融商品の場合ですと、タイムリー・ディスクロージャーというのが生命線になるわけでございます。変化情報を常にマーケットに提供するということであります。

有価証券報告書というのは、それを年に1回まとめて文書にした年鑑のようなものであります。これはこれでももちろん、極めて重要な開示書類であります。日々のマーケットが形成されていくためには、タイムリー・ディスクロージャーのない市場というのは想定できません。しかし、有価証券報告書のない市場というのは、実際に有用性は極めて高いわけですからもちろん必要なのですが、何かが何でもどっちか1つを選べといわれれば、それは適時開示に決まっているわけであります。適時開示は証券取引所の規則でありますし、有価証券報告書は金商法の制度であります。取引所の規則の方が断然大事ということはいくらでもあるわけであります。

そうした情報開示というものの重要性ですが、例えば不公正取引はその裏返しになるわけであります。インサイダー取引はなぜいけないのかといいますと、真実の価値を把握した取引対象に対する真摯な投資判断がそこにはないからであります。つまり、皆が知らないで自分が知っているから買うという投資判断は、どの株でもいいわけです。情報開示は何も機能していないわけであります。損失保証もそうですね。事前の損失保証があるから買うというのは、何でもいいわけであります。それが小遣い稼ぎ程度であれば大した問題ではないかもしれませんが、大規模に行われると、たとえば、1986年のボウスキー事件はたった6件で2億3,000万ドルの利益を得た。これは氷山の一角といわれておりますが、実はそういう規模まで進行しているわけであります。そうなれば市場経済を大きく阻害していくということでございますので、そこでもやはり真実の価値を把握した投資判断の形成がない状況での投資判断を1個ずつ丁寧に不正としてつぶしていくのが金商法の制度でありまして、不公正取引も公正な価格形成の阻害という点で、情報開示制度と裏表の関係になっているのではないかと思います。

次に、資本市場のための会計が2ページに書いてございますが、もちろん会計というのは歴史が長いわけございまして、金商法の会計だけが会計ではないのは当然でございます。しかし、少なくとも金商法のための会計というのは論理的にいつてどういうものかということ私なりに考えてみますと、金商法の193条に、財務計算に関する書類は、一般に公正妥当と認めるところに従って内閣府令で定める用語、様式、作成方法によって作成しなければならない、とされています。ここでいう内閣府令が財務諸表規則なのであります。この193条というのは、先ほど申しました第1条の公正な価格形成と資本市場の機能というこの目的との関係でどのように説明されるのかということでございます。つまり、これがないと資本市場が成り立たないというような関係があるのだろう

かといいますと、私はあると思っております。

つまり金商法、従来の証取法ですが、193 条の構造というのは、資本市場、マーケットにとって必要な会計とは何かというその条件を示しているものであるとまずは考えたいと思っております。そして、その条件というのは何かといいますと、1つは取引客体の評価可能性の確保、つまり他社比較ができる。いろいろな会社があるわけです。東証だけでも 2,400 ございますけれども、ほかを合わせれば 5,000、6,000 とあるわけです。そうすると、どうして1つのマーケットの中で製鉄会社の株とか百貨店の株が、いっしょに売ったり買ったりできるのかといえば、少なくともマーケットにあるいろいろな企業の資産とか負債を見るメガネが統一している。つまり「統一している」ということに意義がある。従って、出てきた数値は比較できると。こういうものが1つの条件だろうと思われま

す。何と申しましても取引客体の真実の価値を把握するというのが法目的でございますから、例えば会計をめぐる不公正取引などについても、比較的長期にわたる簿外処理などがあるとすれば、それは恐らく従来の発想では商法の話だった。情報会計というのは証取法の話であって、会社の不正を正すのが証取法会計の目的ではないのだと、こういう話が割と多かったような気がいたします。しかし、比較的長期にわたる簿外処理のようなものにアクセスしない会計・監査だとしますと、それはやはり大きく真実性を損なっている可能性、その取引対象の真実の価値を損なっている可能性が非常に大きいわけでございますから、その観点からは証取法会計の、あるいは金商法会計の問題であるということがいえるわけでありま

す。さらに次に、財務情報についての変化情報を常に市場に提供できる、そういう制度でないと資本市場にとっての会計というのは困るということでございます。どういうことかと申しますと、日々の取引記録をきちっと複式簿記によってつけて、日々の損益の状況を毎日毎日計測する。つまり各勘定科目ごとに出と入を常に把握しているという会計でございます。そうしますと、それを定期的に1週間とか1ヵ月ごとに集計することによって、財務情報についての変化情報を常に提供できる。それがマーケットにとって有意性のある、あるいは重要な情報だということになれば、直ちにマーケットに開示しなければいけないということになります。そういう意味では、そうした変化情報を常に市場に提供できる、それを可能にする会計であってほしいというのが資本市場にとっての会計の意味だろうと思いま

す。さらに、過去との期間比較を確保できる会計であることが望ましい。それがいわゆる継続性の問題として重視されるということだろうと思います。継続性は真実性の原則の名において主張されることもあろうと思いますが、多分これは会計の名において主張される根拠だと思います。あるいは利益操作を排除するというのは商法的な理由だと思いますが、期間比較の確保というのはどっちかというとならば金商法的な根拠というように思われるわけでございます。

こういった条件がきちんと提供されることによって、例えば株式のような市場であれば資本市場、つまり株式市場というものがようやく成り立つわけでありま

がなければ資本市場は成り立たないわけであります。金商法では193条というのは雑則に入っておりますけれども、雑でも何でもないのでございまして、まさに本命中の本命であります。くだいようですが、会計は金商法のためだけにあるわけではございませんので、それですべてだとは思いませんけれども、金商法という極めて公益性の高い、ここを間違えると巨大なバブルが形成され、それが破壊されれば国民皆が不幸になる危険を背中合わせにもった制度でございまして、そういう制度の中枢を担っているのがまさしく証取法会計、資本市場のための会計であると思います。

ここで、ちょっと変なことが書いてあります。欧州では資本市場の論理というものをあまり突き詰めて考えないわけでございます。これは長年の経験で、自分たちが無事にやっていたら、それを論理的に突き詰めて提示するということはあまりされません。経験に頼っているのです。

過剰というのは、資本市場に対する信頼が過剰、あるいは自由度が過剰という意味でございまして、アメリカは極めて高度な自由を認めておりますけれども、そこで用意されているものは大変恐ろしいものばかりでございます。もちろん犯罪であれば、おとり捜査、覆面捜査、盗聴もありますし、これはFBIレベルの話でありますけれども、それから報賞金（バウンティ）によって不正を摘発しますし、クラスアクションももちろんそうですし、共謀罪がなければ資本市場は多分もたないだろうといわれておりますし、SECがありますし等々、多分日本には1個もないそういうものがあってようやく必死で維持しているほどの自由であります。そして、会社法は州でばらばらありますから、会社法の代わりを連邦証券法がするというのもしよっちゅうでありますので、逆に規律が強くなるという面もある。こういう極めて論理的にごちゃごちゃした特殊な法状況のもとでのアメリカです。

そういう中で100年以上外国の法律をずっと学んできた日本は、あるいは外国の制度をずっと見てきた日本は—そこに学問は日本というところとちょっと大風呂敷でございましてけれども、冷静に評価できるのは日本なのではないか。あるいは、せめてそういう気持ちを持ちたい。あるいは逆にいいますと、そういう気持ちがないと経験の不足を克服できない。必ずアメリカやヨーロッパが失敗したことをやはり同じように繰り返すことになるだろうということかなと思っているところでございます。

資本市場のための監査制度193条の2は、その企業から独立した、つまり利害関係のない、そして共通の資格者、ここに書いた監査法人が共通の基準である監査基準に従った検証行為が行われる。つまり先ほどの証取法、金商法会計というものを経営者がやったとしても、それを独立してかつ共通の資格を持つ者が共通の基準で検証した。そのことによってそこに監査証明の刻印が押されることによって、市場取引適格性が確保されるということでございます。つまり、私はいつも申し上げているのですが、監査証明というのは田中貴金属の刻印のようなものでございまして、それが押されると自由にお金と替えられます。つまり取引適格性ができるわけです。監査証明というのもそういうことによって取引適格性が確保される。こういうものかと思えます。

そういう意味では、金商法監査、公認会計士の監査証明というのは、極めて高度に公益的なマー

ケットに1つの共通の物差しを提供する、そうした市場の成立条件と直接かかわる極めて公益的な監査であるということかと思えます。それを当該会社のための監査制度である監査役等と協力し合っ  
て監査をしていくということになるかと思えます。いずれにしても、金商法監査というの  
もともとそういった性格を持っているものではないかと思っております。

そして、今度は金商法の内部統制というのが入ってきたわけでございます。資本市場の要求、つ  
まり開示・会計・監査を実行するのはどこかといえば、会社の業務執行機関であります。ガバナン  
スであります。あるいは内部統制部門もそうだと思いますが、ガバナンスであります。つまり金商  
法が要求する、証取法が要求する開示・会計・監査の実行部隊としての機関が会社のガバナンスで  
あるということでございます。

そういう意味では、コーポレート・ガバナンスの意味が違ってきているということに多分お気づ  
きではないかと思われます。つまり、株主という概念が基本で、株主が会社の所有者で、経営者は  
株主の代理人で、社団の形成は契約だという、つまり所有と契約と代理、これは民法理論の会社法  
と私は申しておりますけれども、会社法が民法理論でしかなかった時代はもう終わっていると私は  
思っております。つまり公開会社というのは資本市場と真っ正面から直面する会社でございますの  
で、まずはこうした資本市場の要求に応えられるようなガバナンスがないと、そもそも公開できな  
いわけでございます。東証では公開時に、例えば内部統制がどうなっているかとか、取締役会はど  
うなっているかとか、そういうことをかなりうるさくいいます。それは、そういうことができてい  
ないと公開に値しない、公開適格性がないということをいっているわけでございます。まずは資  
本市場に対して責任を果たすことが公開企業におけるガバナンスの1つの使命であるということ  
でございますから、先ほどの民法理論の会社法とは違ってきているのです。

ですから、そこでございますように、例えば銀行の場合でいいますと、銀行法の要求を実現しよ  
うと思えば、金商法の開示・会計・監査がちゃんとしていなければ銀行法の不良債権の監査とか開  
示はできないわけです。ですから、そこでは銀行法の要求を実現するためには金商法がちゃんとそ  
れを支えているわけでございますが、その銀行法の要求と金商法の要求をともに実現するために支  
えているのは会社法のガバナンスであるということになりますから、銀行法の目的を達成するた  
めには、ガバナンスについて銀行法の立場において口を出さなければいけないということになります。  
銀行検査マニュアルというのはそういった性格を持っていると思います。つまり企業のリスク管理  
体制だとか取締役会制度について、銀行法の立場からはそこまで見ないと心配だということにな  
ってくるのだと思っております。

そこに公開会社法と書いてございますが、私は主張してきた問題として、要は資本市場と一体の  
会社法の構想なのですが、今日は時間がありませんので、最小限にしておきます。

以上のような株式についての開示・会計・監査に関する法ですが、アメリカでも確かに連邦証券  
法でこの種の問題について規定がございますけれども、それは連邦会社法のないアメリカでは、連  
邦証券法に書くと、少なくとも公開会社についてはルールが統一するから連邦証券法に書いてある

わけございまして、そういう意味では公開会社法、開示会社という言い方をしますけれども、会社法そのものであります。つまり日本では従来、会社法と証券取引法ないし金融商品取引法とは峻別していたわけですが、よく考えてみたらこれは両方合わせて、会社法ではないかということでございます。つまり会社法で計算書類というけれども、公開会社については財務諸表で何がいけないのだということでもあります。あるいは会社法では、計算書類は本店に備え置いて、閲覧・謄写等請求権の対象になるといいますけれども、E D I N E Tで有価証券報告書を見られるのにそんなこと意味があるのですかと。あるいは会社法の授業で有価証券報告書を教えないような会社法というのはあり得るのですかとということでもあります。

そういうことを書いたのが3ページにあります公開会社法というものでございまして、先ほど申しましたように、欧米にとっては、例えばドイツでは3,000しか株式会社がなければ、これは公開会社に決まっているわけでございます。イギリスでもプライベートカンパニーでないパブリックカンパニー、これは公募会社とっていますが、公開会社であります。アメリカも、先ほど申しましたように34年連邦証券取引所法の12条g項の適用会社というのは開示会社すなわち公開会社であります。つまり株式会社というのは、もともとそういった資本市場に適合的な会社制度として生々発展してきたのでございまして、従いまして、わざわざ公開会社法などという必要はないわけでございます。しかし日本ではわざわざ意図的にそういうことを申し上げて、なるべく知恵と論理でやれることは先にやっておいた方がいい。失敗したときにはもう遅い。そういう危機感から来ている発想ということでございまして。そうした努力が、日本の理論を世界水準にしようものと思っております。

最後に、1ページ目の真ん中に株式会社の定義とはと書いてございます。これは私の意見であります。株式会社の定義は大きく変わってきたと私は考えております。例えば有限責任。多くの方が株式会社というのはどういう制度ですか、合名会社、合資会社、株式会社とどう違いますかといわれると、合名会社というのは全社員が無限責任社員だと、合資会社というのは無限責任社員と有限責任社員の結合である、株式会社というのは有限責任社員だけから成る結合体である、こういう説明をしてきたわけでありまして。しかし、あえて挑戦的な言い方をすれば、合名会社の、あるいは合資会社の有限責任社員あるいは無限責任社員というヒトは必ずいます。例えば上村達男という私は有限責任社員です、無限責任社員です、で分かります。しかし、株式会社に有限責任社員というのはいるのか。どこにもいないのではないのでしょうか。少なくとも定款には誰が有限責任社員だとは書いてないですね。

つまり株式会社の場合には、必ず株式というモノが先行するわけです。株式というモノを引き受けた人が株主になります。新株を引き受けた人が株主になります。流通市場で株を買った人が株主になります。つまりヒトが有限責任ではなくて、株式というモノを買った人が結果的に有限責任社員なのです。ということはどういうことかといえますと、株式というものは責任が限定された金融商品である。つまり責任限定金融商品としての株式だから、それを持っている人は結果的に責任が



限定されるのは当たり前だということになるわけです。つまりモノが先行するから、資本市場からスタートする株式会社というのできるのです。ヒトについていた有限責任がモノにつく有限責任に転化したのは、大体 1800 年代半ばイギリスの会社法であります。それ以前のヒトについていた有限責任がそこでモノに付く有限責任に転換された。それによって資本市場というものが可能になるわけでございます。

それでは、なぜ株式というモノに有限責任ないし責任限定が必要なのかということ、それは金銭出資だと均一・同質な単位であるシェアがつくりやすいからであります。つまり金銭出資だから 1 粒いくらという価格形成が可能になる。だから資本市場が可能になるということでもありますので、株式というモノが持っている資本市場の適格・適合的な性格、そこに実は株式会社制度の本質があると私は思っておりますので、単にヒトを横に並べて有限責任社員の結合体です、こっちは無限と有限です、そういう説明の時代ではもうないのではないかと思っております。

会社にとっての社団ということの意味は一体何なのかということではありますが、社団というものの意味が低くなったとしても、私は強調しなければいけないのは、欧米では株主はあくまでも市民であり、個人であり、あるいは個人のために強い責任を負った機関投資家である。つまり個人中心の社会があるということを前提にして、社団かモノの世界かを論ずるのが株式会社の問題だろうと思います。あとは営利性の問題も、会社というのは営利であらねばならぬという発想だったのが変わってきていると思います。企業価値の意味も、私の理解では、経済学的な仮説の世界での企業価値概念ではなく、規範的な意味の企業価値を、少なくとも法律家は考えるべきであります。それはそれぞれの企業が持っているミッションが最大に実現する。そして、それによって国民が最大の福祉を得て、国民生活が豊かになる。そのために企業がミッションの実現を競って競争をしている。そのために資本が貢献する。こういうものだと考えているところでございます。

私は会計の中の話になると全然だめなのですが、外の枠の話だけを偉そうに申しました。証取法の方から開示・会計・監査・内部統制の論理的な枠組みですね。繰り返しますが、会計はそれだけの世界ではないわけですが、金商法の立場から見て、そしてその目的指定が資本市場の機能とか公正な価格形成となったときに、そこで要求されている強行法規の世界である金商法の世界の開示・会計・監査・内部統制の意味というのは論理的にどうとらえるべきかということを中心にお話をさせていただきました。

以上で私の話を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○辻山 上村先生、どうもありがとうございました。

簡単な質問、ございますでしょうか。それでは、ちょうど時間もぴったりになっておりますので、タイムスケジュールどおり進んでおります。